

催物の開催制限等に係る留意事項について

5月1日以降の緊急事態宣言地域、まん延防止重点措置対象地域、その他都道府県の催物開催制限等は、6月末まで以下「感染状況に応じたイベント開催制限等について」の継続となります。

- [特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項](#)
- [感染状況に応じたイベント開催制限等について](#)

<ご参考>

- ①[令和3年2月26日付け事務連絡：基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について](#)
- ②[令和3年4月23日付け事務連絡：基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について](#)
- ③[令和2年11月12日付け事務連絡：来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について](#)
- ④[令和3年2月4日付け事務連絡：緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について](#)